

答 申 個 第 1 3 5 号
令和 5 年 1 1 月 2 1 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年11月18日付け上保障第5号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

自身に関するすべての記録の個人情報一部開示決定事案（諮問個第319号）

1 審査会の結論

処分庁が非開示とした部分については、本答申 6(4)ウ、6(5)ウ、6(5)キの指摘に従い、改めて開示・非開示の判断を行うべきである。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和 4 年 6 月 10 日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 1 項の規定により、「本人に関する全記録。（上京区障害保健福祉課が保有するもの）」の個人情報の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「基本情報、相談票、相談経過・カンファレンス記録及び添付資料、障害支援区分認定兼入力確認票及び添付資料、福祉サービス決定書兼入力確認票及び添付資料、自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書及び添付資料、精神障害者保健福祉手帳交付等申請書及び添付資料」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和 4 年 7 月 22 日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第 16 条第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号に該当

- 開示請求者以外の第三者の情報については、これを開示することで当該個人のプライバシーを侵害するため（条例第 16 条第 2 号に該当）
- 法人担当者の氏名については、これを開示することで当該個人のプライバシーを侵害するとともに、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため（条例第 16 条第 2 号、第 3 号に該当）
- 関係機関との協議や情報収集を行った記録及び業務上収受した関係機関作成の資料（診断書等）については、これを開示することで関係機関の社会的活動の自由を損ね、事業活動上の地位その他正当な利益を害するとともに、今後の情報共有が躊躇されるなど今後の障害福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第 16 条第 3 号、第 7 号に該当）
- 個人（本市職員を除く）の印影については、これを開示することで当該個人のプライバシーを侵害するとともに、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるため（条例第 16 条第 2 号、第 5 号に該当）
- 法人の印影については、これを開示することで事業活動上の地位その他正当な利益を害するとともに、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるため（条例第 16 条第 3 号、第 5 号に該当）
- 障害支援区分の判定に係る審査過程の記録については、これを開示することで障害支援区分判定等審査会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため（条例第 16 条第 6 号に該当）
- 当課の評価や所感、判断に関する記録については、これを開示することで、今後の援助記録において記録が表面的なものになることが想定されるなど今後の障害福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第 16 条第 7 号に該当）

(3) 審査請求人は、令和 4 年 10 月 21 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第 2 条の規定

により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

ア 処分庁は、精神保健福祉法に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、必要な指導を行っている。

「基本情報、相談票、相談経過・カンファレンス記録及び添付資料」は、処分庁において実施した精神障害者に係る支援の記録である。

(ア) 「基本情報」は、支援に必要な精神障害者の情報を一覧にまとめたものである。

(イ) 「相談票」は、主に初回相談時に使用し、相談者が相談の概要を記入するものである。

(ウ) 「相談経過・カンファレンス記録」は精神障害者に係る支援について経時的に記載したもので、日時、場所、被相談者、対応者、相談の主訴・目的、把握・観察した状況、アセスメント、支援内容、被相談者の反応、今後の計画等を記載する。また、添付資料として、処分庁が支援のために作成した資料や精神障害者及びその家族等その他の関係者から収受し障害者の支援に必要と判断した資料を編綴する。これらを担当部長まで供覧することにより組織的に支援経過を共有するとともに、指導職員はその内容を基に担当者に助言を行う。

なお、審査請求人は審査請求書において「当該添付資料について、自身が処分庁宛に提出した手紙類のみで構成されていると処分庁から説明を受けた」と示しているが、前述のとおり、請求人のいう手紙類以外にも、障害者支援に当たり必要と判断した多様な性質の文書が含まれている。

イ 次に、処分庁は、障害者総合支援法に係る障害支援区分（平成25年度以前においては障害程度区分。以下同じ。）について京都市障害支援区分判定等審査会の判定に基づき認定し、その判定の一次資料となる認定調査を直接又は委託により行っている。

また、介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、地域生活支援事業の支給決定を行っている。「障害支援区分認定兼入力確認票及び添付資料、福祉サービス決定書兼入力確認票及び添付資料」は、障害支援区分の認定及び介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、地域生活支援事業の支給決定に係る資料である。

(ア) 「障害支援区分認定兼入力確認票及び添付資料」には、処分庁が主治医に作成依頼し収受する「京都市障害支援区分判定等専用医師意見書」、処分庁又は委託事業所が対象者に認定調査を実施し作成する「概況調査票」「障害認定調査票」「障害支援区分認定調査に係る80項目及び「その他」の特記事項」「サービスの利用状況票」がある。

これらは判定の一次資料となるもので、京都市障害支援区分判定等審査会へ進達する。京都市障害支援区分判定等審査会は、障害支援区分の審査及び判定を中立・公平な立場で専門的な観点から行うために設置された審査会であり、事務局を京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

に置く。審査会を構成する委員や審議内容は非公開である。

京都市障害支援区分判定等審査会での判定結果は、「区分判定連絡票」「審査判定の進め方」「市町村審査会資料（事務局用）」により処分庁に連絡され、処分庁において「障害支援区分認定兼入力確認票」により障害支援区分の認定決定を行う。その決定内容は「京都市障害支援区分認定結果通知書」「福祉サービス等受給者証」により対象者に通知される。

- (4) 「福祉サービス決定書兼入力確認票及び添付資料」には、利用希望者から収受する「支給申請兼利用者負担減額・免除等申請書」「収入等申告書」「生活保護受給証明書」がある。

また、処分庁がサービスの支給要否決定の参考とするために申請者又は指定特定相談支援事業所から収受する「サービス等利用計画案」がある。その他、必要に応じて指定特定相談支援事業所から申請者の状況をより詳細に処分庁に伝えるために別途資料が提出される。

これらをもとに処分庁では、サービスの支給量や利用者負担上限月額等を「福祉サービス決定書兼入力確認票」により決定する。決定は「福祉サービス支給決定・利用者負担額決定通知書」「地域生活支援事業支給決定・利用者負担額決定通知書」「福祉サービス等受給者証」「地域生活支援事業受給者証」により申請者に通知される。

なお、平成28年度以前では、障害支援区分の認定及び介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、地域生活支援事業の支給決定に係る電算処理を京都市保健福祉局障害保健福祉推進室で行っていたため、電算処理に係る書類進達のための帳票が含まれる。

- ウ 最後に、処分庁は、障害者総合支援法による自立支援医療費（精神通院医療）の支給及び精神保健福祉法による精神障害者保健福祉手帳交付について、申請受付及び決定機関である京都市こころの健康増進センターへの進達を行っている。

「自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書及び添付資料、精神障害者保健福祉手帳交付等申請書及び添付資料」は、自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者福祉手帳の申請に係り処分庁で収受し、京都市こころの健康増進センターへ進達した書類の写しであり、具体的には「自立支援医療（精神通院）支給認定申請書」「生活保護受給証明書」「精神障害者保健福祉手帳交付等申請書」「診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」及び事務処理に係るチェック票で構成される。

- (2) 本件処分における第三者情報の取扱いについて

本件請求時、請求の事実を第三者に情報提供しないよう審査請求人から申出があったため、処分庁は、第三者への意見聴取を一切行わなかった。そのため、処分庁は、審査請求人が既知の事実や第三者が審査請求人の依頼等に基づき行った言動で、かつそれが記録から明確に判断できる情報のみ開示した。

- (3) 条例第16条第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に該当することについて

ア 開示請求者以外の第三者の情報（住所・電話番号等の個人情報）については、これを開示することで当該個人のプライバシーを侵害するため、条例第16条第2号に該当する。

イ 法人担当者の氏名については、障害支援区分の認定調査の受託法人担当者名や医療機関の事務担当者名が該当し、法人内部の情報である。これを開示することで当該個人のプライバシーを侵害するとともに、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため、条例第16条第2号、第3号に該当する。

ウ 関係機関との協議や情報収集を行った記録及び業務上収受した関係機関作成の資料（診断書等）については、これを開示することで関係機関の事業活動又は社会的活動の自由を損ねるなど、事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。具体的には、開示請求者の病状・特性や支援にかかる関係機関の意見や判断を関係機関が直接本人に説明しているか否かを処分庁では判断できないため、関係機関に確認することなく処分庁が伝えることで、開示請求者の病状に影響を与え、開示請求者と関係機関の信頼関係の構築又は維持を害し、関係機関の事業活動又は社会的活動上の正当な利益を明らかに害すると認められる。

また、事前確認なく開示することにより当該関係機関と処分庁との信頼関係を損ね、今後当該関係機関が他の障害者への支援に係る協議や情報収集に応じなくなるなど、処分庁の障害福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、関係機関の協議等に係る情報は条例第 16 条第 3 号及び第 7 号に該当する。

エ 個人（本市職員を除く）の印影については、「京都市障害支援区分判定等専用医師意見書」「診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」を記載した医師の個人印が該当し、社会通念上患者である開示請求者に示されることはない。これを開示することで個人のプライバシーを侵害するとともに、当該個人の財産の保護に支障が生じるおそれがあるため、条例第 16 条第 2 号及び第 5 号に該当する。

オ 法人の印影については、「京都市障害支援区分判定等専用医師意見書」「診断書（精神障害者保健福祉手帳用）」を発行した医療機関の法人印が該当し、これを開示することで法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、当該法人の財産の保護に支障が生じるおそれがあるため、条例第 16 条第 3 号及び第 5 号に該当する。

カ 障害支援区分の判定に係る審査過程の記録については、これを開示することで障害支援区分判定等審査会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。具体的には、京都市障害支援区分判定等審査会においては、委員がそれぞれの立場から意見交換を行い、慎重に審議を尽くした上で、最終的に裁決に至るものであり、その性格上、自由闊達な意見交換の機会を担保することが公正な裁決を行う上で重要であるが、これを開示し審議内容が特定されることとなると、委員が公表されることを前提とした発言を行うなど当該審査会における忌憚のない討議や中立・公正な判断が損なわれ、その適正な運営に支障が生じるおそれがある。

よって、障害支援区分の判定に係る審査過程の記録は条例 16 条第 6 号に該当する。

キ 処分庁の評価や所感、判断に関する記録については、これを開示することで、今後の援助記録において記録が表面的なものになることが想定されるなど、今後の障害福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、担当者が率直に評価や所感、判断を記載し指導職員がそれを査読することで組織的に支援の質を担保することが重要であるが、これが開示されることとなると、開示を前提とした記載を行うなど率直な記載が困難となり、処分庁が行う適正な支援の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、処分庁の評価等の記録は条例第 16 条第 7 号に該当する。

(4) 対象公文書の理由付記について

本件処分では、非開示の理由とし、どの情報が条例第16条各号の非開示情報に該当するかを示すために、その非開示情報の性質及び該当すると判断するに至った具体的な理由を示しており、理由付記は適切に行われていると考える。

また、審査請求人は非開示の箇所ごとに非開示理由が明示されていないことを不服としているが、上記のとおり、情報ごとに非開示情報に該当する理由は示されており、とりわけ本件公文書のうち「相談経過・カンファレンス記録」については、経時的に記録がなされていること、かつ非開示と判断した内容の記録についても、当該事案の該当日については非開示情報に当たらないとして全て開示していることから、箇所ごとに非開示理由を付記することが結果的に内容を推量できる情報を提供することとなるため適当でないと判断する。

(5) 審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張する条例第16条第3号ただし書該当性について、同号ただし書に該当するような違法又は不当な事業活動に係る情報は認められない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 決定通知書には、非開示理由がまとめて一覧として表記されているが、開示資料は相当な量であり、非開示処分となった箇所も数・量ともに相当に多いため、非開示部分が決定通知書に一覧として記された中のどれに当たるのか全く分からず、実質上、非開示理由を明かされなかったに等しい。

内容の見当さえつかない処分では、請求者側が処分を不当だと主張しようにも、そのための十分な根拠を審査請求や反論書提出において、用意し提出することができず、文書特定が不十分であった場合に、それを指摘することもできない。

決定通知書に一覧として挙げられている非開示理由も多岐にわたっていることから、非開示理由を明示することで非開示性が失われるということが理由にあたらぬ非開示箇所も多いことは当然に推測できるのに、全体にわたり事実上非開示理由が明示されなかったに等しい状態での処分は不当である。

そもそも条例には、内容が類推、推定されかねない場合は理由付記せずともよいといった一文は皆無である。

運用には、「一部開示決定及び非開示決定を行う場合には、開示しない根拠規定及び適用する理由を客観的に理解できる程度に明確に記載しなければならない。また、開示請求に係る公文書に複数の非開示情報が含まれている場合や、一つの情報が複数の非開示情報に該当する場合には、それぞれについて、理由の提示が必要である。なお、非開示情報が多く、かつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で同種類類似の事項をまとめて記載することはあり得る」とある。

理由提示の趣旨とは、つまり、「決定者の慎重かつ合理的な判断を確保するため」、「処分の理由を相手方（請求者）に知らせるため」、「かつ、開示しない根拠、規定及び適用する理由を客観的に理解できる程度に明確に記載すること」の3点を満たしていることではあるはずだが、今回の処分については、この3点の趣旨が明らかに損なわれている。

(2) 非開示箇所のすべての開示を求めるが、とりわけ開示を求める事柄は、2019年～2020年

にかけて医療支援を受けていた医療機関等に関わる記録の全てと、2015年頃から後に、審査請求人が関りをもっていた学区の民生委員会長にまつわる記録の全てである。

- (3) 条例第17条には、「実施機関は、開示請求に係る個人情報記録されている公文書に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」とある。

条例16条においても、「非開示情報はこの条例の目的に照らして、必要最小限にとどめるとともに、その基準を可能な限り、客観的かつ明確に定める必要があり」とある。この原則が徹底されていない。

- (4) 条例16条第3号ただし書ア、イについて、文書の中に、特に2020年4月～8月の医療機関の記述があるのであれば、それらの記述は審査請求人が受けた医療上の債務不履行の証拠となる、若しくはその経緯の一部を記したものである。それらは医療機関等の事業活動上正当な利益として保護されるべき情報には当たらない。同条第3号の法人等事業活動情報について、民生委員の活動も、その他の団体の活動に当たるといえる。

- (5) 条例第16条第6号の趣旨には、「開示することによる利益と開示により適正な意思決定に及ぼす支障を比較考量することと定めたものである」、「不当に」とは審議、検討等の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当な」ものであるかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と非開示にすることによる利益とを比較考量したうえで判断すること」とある。

審査請求人が現在まで受け続けている被害状況の回復と、条例どおりに非開示とすることの2つを比較考量して開示とする結論を出して欲しい。

- (6) 関係機関とは、2020年4月の時点で関係は断ち切られている。よって「開示請求者と関係機関の信頼関係の構築又は維持を害し」との懸念は不要である。関係機関（特に医療機関）が条例第16条第4号に当たるような、本人には開示しないと条件で提供した任意提供情報でないのなら、それは一般に医療情報とされるものであり、本人に開示されるべき情報である。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件公文書について

本件公文書は、処分庁において実施する精神保健福祉法に基づく相談・指導及び精神障害者保健福祉手帳交付に係る事務並びに障害者総合支援法に基づく障害支援区分判定及び自立支援医療費の支給に係る事務において作成・取得している文書で、「基本情報」「相談票」「相談経過・カンファレンス記録及び添付資料」「障害支援区分認定兼入力確認票及び添付資料」「福祉サービス決定書兼入力確認票及び添付資料」「自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書及び添付資料」「精神障害者保健福祉手帳交付等申請書及び添付資料」の7つに区分される。

(2) 本件審査請求の争点について

本件審査請求の争点は、次のとおりであるから、当審査会はこの点について、以下検討する。

ア 理由付記の不備について

イ 非開示処理の妥当性について

ウ 条例第16条各号該当性について

(3) 理由付記の不備について

ア 処分庁は、個人情報一部開示決定通知書において、どの情報が条例第16条各号の非開示情報に該当するかを示すために、その非開示情報の性質及び該当すると判断するに至った具体的な理由を示しているから、理由付記は適切に行われており、また箇所ごとに非開示理由を付記することが結果的に非開示の内容を推察できる情報を提供することとなるため適当でないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、開示資料は相当量あり、非開示部分も相当に多いため、各非開示部分について、どの非開示理由に該当するのかを請求者が推測・判断するのは不可能に近く、実質上、非開示理由を明かされなかったに等しいと主張する。また、非開示部分が多岐にわたることから、非開示理由を明示したとしても非開示性が失われない部分も多いことは当然に推測できるのに、それらすべてを事実上非開示理由が明示されないに等しい態様で非開示とすることは不当であるとも主張する。

ウ 一般に、法令上行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである。条例第19条第3項においては、実施機関が非開示決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない旨を規定している。当該規定は、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解される。

このような趣旨に鑑みれば、決定通知書に付記すべき理由としては、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者において条例第16条各号所定の非開示情報のいずれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。

ただし、公文書が相当量である事案や非開示部分が散在しているような事案においては、それぞれの非開示部分について個別に理由を提示することが困難な場合もあり得る。そのような場合、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で同種・類似の事項をまとめて記載することも認められる。

エ 本件請求は、上京区障害保健福祉課が保有する審査請求人に関するすべての公文書を開示請求されたものであり、当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書は500ページを超える文書であり、非開示部分も散在していることが認められた。

次に、当審査会において個人情報一部開示決定通知書を見分したところ、個人情報の一部の開示をしない理由欄には、本件処分において非開示とした根拠条文を「京都市個人情報保護条例第16条第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に該当」と記載し、条例第16条各号ごとに、非開示情報に該当する情報を示し、当該情報が当該号に該当する理由を記載していることが認められた。

オ 当審査会としては、本件公文書及び非開示部分のいずれもが相当程度に多くあることに鑑みると、本件処分における個人情報一部開示決定通知書の記載は、理由の提示の趣旨が損なわれない程度に同種・類似の事項をまとめて記載されており、また当該記載によって、非開示とした根拠条文及びその該当性について一定程度了知し得るものと認められるから、本件処分に係る理由付記に処分を取り消さなければならない程度の不備があるとは言えないと判断する。

(4) 非開示処理の妥当性について

ア 審査請求人は、条例第16条及び条例第17条の規定が徹底されていないと主張する。

イ 条例第16条は、公文書に条例第16条各号のいずれかに該当する非開示情報が含まれている場合を除き、開示しなければならないことを規定したものであり、当該規定は、非開示情報は、条例の目的に照らして、必要最小限にとどめなければならないことを定めたものである。また、条例第17条は、公文書に非開示情報が含まれている場合に、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないことを規定したものであり、当該規定は、原則開示の観点から、公文書を汚損、破損することがなく、かつ技術的、労力的、経費的に可能な限り、非開示の部分とそれ以外の部分とを分け、非開示情報に該当しない部分は開示しなければならないことを定めたものである。

ウ 当審査会としては、本件公文書の非開示部分が必要最小限にとどまっているか否かについての内容的審査は、(5)の条例第16条各号該当性についての検討で足りると考える。ただし、文書の様式としてあらかじめ定められた項目については、項目そのものが非開示情報に該当する場合を除き、開示すべきものである。例えば、「相談経過・カンファレンス記録」のうち、相談日が平成26年3月13日の記録には、非開示とされている部分に当該記録の様式として定められた項目である「場所」「区分」「被相談者」「相談目的」「相談内容」が含まれていることが認められる。このような項目は、それ自体が非開示情報に該当するとはいえないから、開示すべきである。

以上から、当審査会としては、本件公文書において、文書の様式としてあらかじめ定められた項目のうち、当該項目欄の記載内容が非開示情報に該当し、かつ当該記載内容と当該項目が不可分のため当該項目も非開示とすべきものを除き、開示すべきであると判断する。

(5) 条例第16条各号該当性について

審査請求人は、本件処分における非開示部分のすべてについて開示すべきと主張するので、以下、検討する。

ア 開示請求者以外の第三者の情報について

(ア) 条例第16条第2号は、個人のプライバシーに最大限の配慮をし、個人に関する情報が開示されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて非開示とすることを定めたものである。個人情報開示請求においては、公文書が開示されるのは開示請求者だけであることから、「通常他人に知られたくないと認められるもの」とは、開示請求者に知られたくないと認められるものに限定して解釈することが必要である。

(イ) 処分庁は、開示請求者以外の第三者の情報については、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると主張する。

(ロ) 当審査会において本件公文書を見分したところ、審査請求人以外の個人に関する電話番号や

住所などが非開示とされていることが認められた。また、これらの情報を審査請求人がすでに有しているを確認することはできない。

したがって、当審査会としては、これらの情報は、個人が識別され又は識別され得るもののうち、通常他人に知られなくないものと認められ、条例第16条第2号に該当すると判断する。

イ 法人担当者の氏名について

(7) 処分庁は、障害支援区分の認定調査受託法人の担当者名や医療機関の事務担当者名については、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため条例第16条第2号に該当するとともに、当該法人の内部情報であることから、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するため同条第3号にも該当すると主張する。

(4) 当審査会において本件公文書を見分したところ、非開示とされている法人担当者は、審査請求人を介することなく処分庁とやり取りした医療機関等の担当者や医療機関等において処分庁に提出する資料の作成を担当した者であることが認められた。また、これらの情報を審査請求人がすでに有しているを確認することはできない。

(5) 一般に、個人が特定の企業でどのような地位にあり、どのような活動を行ったかについての情報は、通常他人に知られたくないと認められるものと考えられるから、当審査会としては、これらの情報は、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られなくないものと認められ、条例第16条第2号に該当すると判断する。

なお、処分庁は、条例第16条第3号該当性も主張するが、第2号に該当することが明らかであることから、第3号該当性については検討することを要しない。

ウ 関係機関との協議や情報収集を行った記録及び業務上収受した関係機関作成の資料について

(7) 処分庁は、関係機関との協議や情報収集を行った記録及び業務上収受した関係機関作成の資料については、開示することにより、開示請求者と関係機関の信頼関係を害し、関係機関の事業活動の自由を損ねるなど事業活動上の地位等を明らかに害すると認められるから条例第16条第3号に該当し、また関係機関と処分庁との信頼関係を損ね、今後他の障害者への支援に係る協議や情報収集に影響し、処分庁の障害福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから同条第7号に該当すると主張する。

(4) 条例第16条第7号は、京都市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、開示することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適正な執行が妨げられるものがあるため、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることができることを定めたものである。「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」にある「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の支障が生じる蓋然性が求められる。

(5) 当審査会において本件公文書を見分したところ、処分庁が非開示としている部分は、関係機関から収集した審査請求人の病状や特性、支援に当たってやり取りした内容などであることが認められた。

障害者支援を行う業務において被支援者に必要な支援を検討、実施するためには、関係機関との協議や情報共有を行うことが必要不可欠なものと考えられる。したがって、それらの情報を開示すると、関係機関が今後の他の支援において処分庁との協議や情報共有をためらい、その結果、障害福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できず、当審

査会としては、これらの情報は条例第16条第7号に該当すると判断する。

- (エ) 一方で、例えば、「相談経過・カンファレンス記録」のうち、相談日が平成26年3月13日の記録には、「場所」欄が空欄であるにも関わらず非開示とされていること、また「区分」欄についてそのすべてが非開示とされていることが認められた。

本件処分においては、関係機関との協議に関する情報を非開示と判断していることから、関係機関との協議がどのような方法で行われたかが分かる情報としてこれらの欄に記載されている情報も非開示としたものと認められる。

しかしながら、当審査会としては、「場所」欄及び「区分」欄のうち、開示することで、被相談者を特定し得る場合には、それらを開示することで(ウ)のとおり今後の支援業務に支障が生じるおそれがあると認められるものの、空欄やその他情報として補記されている内容からも被相談者を特定し得るとは認められない場合には、(ウ)のようなおそれがあるとは認められないと考える。

- (オ) 以上から、当審査会としては、関係機関との協議や情報収集を行った記録及び業務上収受した関係機関作成の資料のうち、関係機関（被相談者）を特定し得るとは認められない部分については開示すべきであり、その余の部分については条例第16条第7号に該当すると判断する。

なお、処分庁は、条例第16条第3号該当性も主張するが、第7号に該当する箇所については、第3号該当性について検討することを要しない。一方で、第7号に該当しない箇所については、関係機関を特定し得ない部分なのであるから、法人等の正当な利益を害さないことは明らかであり、第3号にも該当しない。

エ 個人（本市職員を除く）の印影について

- (ア) 処分庁は、「京都市障害支援区分判定等専用医師意見書」「診断書（精神障害者保健福祉手帳）」に押印されている医師の個人印については、開示することで、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため条例第16条第2号に該当するとともに、当該個人の財産の保護に支障が生じるおそれがあるため同条第5号にも該当すると主張する。

- (イ) 当審査会が事務局をして確認したところ、「京都市障害支援区分判定等専用医師意見書」は、障害支援区分を認定するための資料として処分庁からかかりつけ医に対し意見書の提出を求め、当該かかりつけ医から直接処分庁に提出されるものであること、また「診断書（精神障害者保健福祉手帳）」は精神障害者保健福祉手帳の交付申請に当たって申請者が自らかかりつけ医に作成を依頼し、申請書の添付書類として申請者から処分庁に提出されるものであるが、一般に添付される診断書は封かんされているとのことである。

- (ウ) 以上から、当審査会としては、これらの文書に押印されている医師の印影については、当該個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られなくないものと認められ、条例第16条第2号に該当すると判断する。

なお、処分庁は、条例第16条第5号該当性も主張するが、第2号に該当することが明らかであることから、第5号該当性については検討することを要しない。

オ 法人の印影について

- (ア) 処分庁は、医療機関の法人印については、開示することで、法人の事業活動上の位置その他正当な利益を明らかに害するため条例第16条第3号に該当するとともに、当該法人の財産の保護に支障が生じるおそれがあるため同条第5号にも該当すると主張する。

- (イ) 条例第16条第3号は、開示することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争

上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報について非開示とすることを定めたものである。

- (ウ) 一般に、法人の印影については、印鑑登記の有無にかかわらず、公開することにより、偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるから、当審査会としては、条例第16条第3号に該当すると判断する。

なお、処分庁は、条例第16条第5号該当性も主張するが、第3号に該当することが明らかであることから、第5号該当性については検討することを要しない。

カ 障害支援区分の判定に係る審査過程の記録について

- (ア) 処分庁は、障害支援区分判定等審査会における審査過程の記録は、開示することにより、当該審査会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第16条第6号に該当すると主張する。

- (イ) 一方、審査請求人は、当該規定の該当性の判断においては、開示することによる利益と開示により適正な意思決定に及ぼす支障を比較考量として、審査請求人が現在まで受け続けている被害状況の回復と非開示とすることを比較考量すべきであると主張する。

- (ウ) 条例第16条第6号は、京都市等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の中には、行政としての意思決定前の事項に係るものが少なからず含まれており、これらを開示すると、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなどの事態が生じ、公正かつ適正な意思決定が確保できなくなることがあるから、開示することによる利益と開示により適正な意思決定に及ぼす支障を比較考量することとしたものである。

また審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合には、本号に該当し得るものである。

- (エ) 障害者支援区分判定等審査会は、障害者等の障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害者等の心身の状態を総合的に示す指標である障害支援区分を審査判定する機関であり、区分判定には公正で中立かつ客観性を担保することが求められるから、非公開で実施されており、当該審査会においては各委員の自由闊達な意見交換のもとで審議がなされることが必要とされるものとする。

- (オ) したがって、当該審査会において議論された内容が審査対象者に関与されることがあると、当該審査会の委員は、今後の同種の審議において率直な意見を述べることをためらい、その結果、審査対象者に真に必要な障害支援区分の審査判定が行えなくなるおそれがあることは否定できない。以上から、当審査会としては、審査請求人の自己に関する情報を知ることによる利益が当該審査会における公正性や客観性の確保を図る利益に優越するとまでは認められないため、当該審査会における審査過程の記録は、条例第16条第6号に規定する非開示情報に該当すると判断する。

キ 処分庁の評価や所感、判断に関する記録について

- (ア) 処分庁は、職員の所感や判断に関する記録については、開示することによって、今後の援助記録において記録が表面的なものになること、また担当者が率直に評価や所感、判断を記載することが困難となり、処分庁が行う適正な支援に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第7号に該当すると主張する。

- (イ) 条例第16条第7号該当性の検討に当たっては、ウ(イ)のとおり、「適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれ」にある「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の支障が生じる蓋然性が求められるものである。

- (ウ) 一般に、支援等を適正に行うためには、その時々の評価や判断、支援方針に関する情報をできる限り正確に記録しておくことが必要であると考えられる。担当が行う被支援者への主観的な評価や判断などを含む記録が開示されることになると、率直な記録がなされなくなって、記載が表面的なものになり、その結果処分庁における適切な判断ができなくなるおそれがあることは否定できないから、当審査会としては、そのような情報は条例第16条第7号に規定する非開示情報に該当すると判断する。
- (エ) しかしながら、当審査会において本件公文書を見分したところ、処分庁が非開示とした部分には、担当者の主観的な評価や所感、判断を含むとはいえない記録も含まれていることが認められた。例えば、「相談経過・カンファレンス記録」のうち平成22年6月21日付けの相談内容欄「⑤今後の方針、評価」、平成26年4月23日付けの同欄「⑥その他」、平成28年6月8日付け同欄「⑤今後の方針、評価」部分には、書類の発行や送付を依頼した事実や今後の送付予定などが記載されており、このような客観的な情報は職員の所感や主観的な判断などを含むものとはいえない。また、職務遂行にあたって客観的に正確な記録を行うことは職員の責務であるから、このような情報を開示したとしても、処分庁が主張するようなおそれが生じるとは認められない。したがって、客観的な情報を記載するにとどまる部分は条例第16条第7号に規定する非開示情報には該当せず、開示すべきものである。
- (オ) 以上から、当審査会としては、処分庁が条例第16条第7号に規定する非開示情報に該当するとした職員の所感や判断に関する記録のうち、客観的な情報を記載するにとどまる部分については開示すべきであると判断する。

ク 条例第16条第3号ただし書該当性について

- (ア) 審査請求人は、医療機関や民生委員に関する記録について、審査請求人が受けた医療上債務不履行の証拠であり、またその経緯の一部を記したものであるから、それらが医療機関等の事業活動上正当な利益として保護されるべき情報には当たらないと主張する。
- (イ) 条例第16条第3号ただし書は、法人等の事業活動情報のうち、人の生命、身体、健康に危害が生じるおそれがある法人等の事業活動や、人の生活環境に影響を及ぼす法人等の反社会的行為に関する情報などは、非開示として保護すべき法人等の利益より、開示に対する公益上の必要性が優先するため、開示すべきであると定めたものである。当該規定の適用に当たっては、開示されることの利益と非開示とすることによる利益の比較考量によって判断するが、この比較考量に際しては、それぞれの利益の具体的内容や性格、開示することの公益性を慎重に検討する必要がある。
- (ロ) 当審査会としては、本件公文書の見分、処分庁の主張及び審査請求人の主張を踏まえても、当該医療機関等に関し条例第16条第3号ただし書に該当する客観的事実は見いだせなかったため、本件公文書における非開示情報について、当該規定の該当性はないと判断する。

(6) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年11月18日 諮問

12月19日 諮問庁からの弁明書の提出

令和5年 6月21日 審査請求人からの反論書の提出

7月28日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第4回会議）

9月 1日 審議（令和5年度第5回会議）

10月17日 審議（令和5年度第6回会議）

11月21日 審議（令和5年度第7回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望があったが、その後、取下げの申出がされたため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）